資本減少につき株券提出公告

当社は平成十四年七月二十六日開催の臨時株主総会において、資本の額五千万円を三千万円に減少して発行済株式総数十万株を六万株とし、その方法として株式五株につき二株の割合で無償消却することを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。

平成十四年七月三十日

東京都杉並区和田三丁目五四番五号

大同情報技術株式会社

代表取締役　尼野　邦貞

資本減少公告

当社は、平成十四年七月十五日開催の臨時株主総会において、資本金一、五〇〇万円を一、〇〇〇万円に減少することを決議しましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十四年七月三十日

岐阜県羽島郡岐南町上印食一丁目二一五番地

東洋開発株式会社

代表取締役　小木曽昌敏

資本減少につき株券提出公告

当社は、平成十四年七月十五日開催の臨時株主総会において、資本の額一、五〇〇万円を一、〇〇〇万円に減少して発行済株式総数三万株を二万株とし、その方法として株式三株につき一株の割合で無償消却することを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。

平成十四年七月三十日

岐阜県羽島郡岐南町上印食一丁目二一五番地

東洋開発株式会社

代表取締役　小木曽昌敏

資本準備金及び利益準備金減少公告

当社は、平成十四年七月二十九日開催の臨時株主総会において、資本準備金二十六億円及び利益準備金八百二十万円をそれぞれ全額減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十四年七月三十日

千葉市中央区本千葉町四番五号

千葉保証サービス株式会社

代表取締役　金井　保

組織変更公告

当社は平成十四年七月二十七日開催の臨時社員総会において、有限会社の組織を変更して株式会社アイ・クリエイティブとし、資本金一〇五〇万円は変更しないことを決議したので公告します。

平成十四年七月三十日

静岡県三島市東大場一丁目一四番地の一一

有限会社アイ・クリエイティブ

代表取締役　鈴木　勝博

組織変更並びに資本減少公告

当社は平成十四年七月十九日開催の臨時株主総会において、株式会社の組織を変更して有限会社シュライカーとし、資本金一千万円を三百万円に減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十四年七月三十日

大阪市北区堂島二丁目一番二五号堂島アーバンライフ四〇四号

株式会社オフィスリーど

代表取締役　津田　清

株式分割による株式割当日公告

当社は平成十四年七月二十二日開催の取締役会の決議により、株式一株を十株に分割し、平成十四年八月十四日最終の株主名簿に記載ある株主をもって、株式を受ける権利を有することとしましたので公告します。

平成十四年七月三十日

神奈川県川崎市麻生区上麻生六丁目三八番地二八

株式会社エフオーアイ

代表取締役社長　奥村　裕

定款変更につき株券提出公告

当社は平成十四年七月二十九日開催の定時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

平成十四年七月三十日

東京都千代田区神田須田町二丁目二一番地

大信倉庫株式会社

代表取締役　小松　公誠

定款変更につき株券提出公告

当社は平成十四年七月十二日開催の臨時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から平成十四年八月三十一日までに株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

平成十四年七月三十日

東京都中央区日本橋大伝馬町七番一―九〇二号

株式会社サウザー

代表取締役　大村　一雄

定款変更につき株券提出公告

当社は平成十四年六月二十九日開催の定時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

平成十四年七月三十日

宮崎県日向市大字財光寺一一九三番地

南日本ハム株式会社

代表取締役　厨子　雅雄

株式交換につき株券提出公告

当社は平成十四年七月二十九日開催の臨時株主総会において、平成十四年九月一日に株式会社あらたを完全親会社とする株式交換をすることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、株式交換の日の前日である平成十四年八月三十一日までに当社にご提出下さい。なお、株式交換の日において当社の株券は無効となります。

平成十四年七月三十日

徳島県徳島市大松町榎原外七七の二一

徳倉株式会社

代表取締役　徳倉　廣治

解散公告（第一回）

当社は平成十四年七月十二日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十四年七月三十日

埼玉県深谷市緑ケ丘一番二二号

株式会社パピカ

清算人　神戸　信夫

解散公告（第一回）

当社は平成十四年七月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十四年七月三十日

埼玉県和光市新倉二―一三―一四

有限会社正和エンジニアリング

清算人　柳澤　正一

解散公告（第一回）

当社は平成十四年七月七日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十四年七月三十日

埼玉県さいたま市針ケ谷二丁目一〇番四号

ウェーブウェイズ株式会社

清算人　岩上　和行

解散公告（第一回）

当社は平成十四年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十四年七月三十日

東京都港区六本木七丁目一七番一六号

株式会社フューチャー

清算人　小池　尚子

解散公告（第一回）

当社は平成十四年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十四年七月三十日

東京都港区西麻布三丁目一番一九号小山ビル五〇二号

株式会社オリジナル創宇

清算人　小池　尚子

合併公告

当社は平成十四年七月二十九日付合併契約書により、平成十四年十一月一日を効力発生日とする合併（本店所在地東京都新宿区西新宿一丁目二十六番一号株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という）が平成十四年七月三十日に東京都港区西麻布三丁目一番二号株式会社オリジナル創宇（以下「被合併会社」という）を吸収合併することとなりましたので、商法第四〇八条第二項の承認を得ずに合併契約書の要旨を公告します。

第一　当社は、当会社の平成十四年七月三十日現在の資産、負債及び損益の状況を勘案して、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二　当会社は、被合併会社の株主総会により合併契約書の承認を得た場合には、当会社の株主総会による合併契約書の承認を受けることなく、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第二十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第三十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第四十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第五十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第六十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第七十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第八十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第九十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十一　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十二　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十三　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十四　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十五　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十六　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十七　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十八　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間を、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までとします。

第百二十九　当会社は、被合併会社の債権者に対し、合併をすべき時期から平成十四年八月三十日までに、債権者異議申出期間を定めて、当会社の合併に対する異議申出期間